

平成二十七年国家公安委員会規則第十八号

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に
基づく司法警察員の指定に関する規則

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第
三十五条第三項の規定に基づき、不正競争防止法
第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指
定に関する規則を次のように定める。

（没収保全等を請求することができる司法警察
員）

第一条 警察庁の警察官のうち、不正競争防止法
第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する
警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- 一 警察庁長官又は警察庁次長の職にある者
- 二 生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の
警部以上の階級にある警察官
- 三 管区警察局長又は四国警察支局長の職にあ
る者

四 管区警察局（東北管区警察局、中部管区警
察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広
域調整部の警部以上の階級にある警察官

五 東北管区警察局、中部管区警察局及び中国
四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部
長、高速道路管理官及び災害対策官の職にあ
る者並びに広域調整第一課及び広域調整第二
課の警部以上の階級にある警察官

六 四国警察支局の高速道路管理官及び災害対
策官の職にある者並びに広域調整課の警部以
上の階級にある警察官

（証票）

第二条 前条各号に掲げる者は、不正競争防止法
第三十五条第一項又は第二項に規定する処分の
請求をするに当たり、裁判官の要求があつたと
きは、国家公安委員会が交付する別記様式の証
票を提示しなければならない。

附 則

この規則は、不正競争防止法の一部を改正す
る法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行
の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
附 則（平成二十八年三月三十一日国家公安
委員会規則第八号）
この規則は、平成二十八年四月一日から施行
する。

附 則（平成三二年四月一日国家公安委
員会規則第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
別記様式

別記様式

<p>No. ____</p> <p style="text-align: center;">証 票</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">官職・氏名</p> <p>上記の者は、不正競争防止法第35条第3項 の規定による指定を受けた司法警察員である ことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国家公安委員会 印</p>
